

核酸アナログ製剤治療【更新】申請手続きの簡素化について

山口県健康増進課

核酸アナログ製剤治療の更新の申請において、従来は、医師による診断書の提出が必須でしたが、患者さんの負担軽減を図るため、平成28年5月から、診断書の代わりに、①治療内容と②検査結果が分かる資料の提出による申請も可能となりました。（従来どおり、診断書による申請も可能です。）

治療内容と検査結果が分かる資料により申請される場合は、下記の注意事項にご留意いただきますようお願いいたします。

治療内容と検査結果が分かる資料についての注意事項

提出資料に必要な項目については下記のとおりです。（※従前の診断書記載項目から変更はありません。）

必要な項目に漏れがないかをご確認の上、所定の様式に貼り付けて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、必要な項目の記載が無い場合、更新認定されないことがありますので、御留意願います。

1 治療内容に必要な項目

○治療薬剤名

※直近の認定・更新日（受給者証に記載の交付年月日）以降の直近の治療内容であることがわかるよう、処方日等の記載が必要

<治療内容が分かる資料（例）>

「薬剤情報提供書（写し）」、「お薬手帳（写し）」等

2 検査結果に必要な項目

①ウイルスマーカー（HBs 抗原、HBe 抗原、HBe 抗体、HBV-DNA 定量）

②血液検査（AST、ALT、血小板数）

※下線のHBs 抗原、HBe 抗原、HBe 抗体は更新においては必須項目としていないが、定期的に測定することが望ましい。

※直近の認定・更新日（受給者証に記載の交付年月日）以降で、1年以内の直近のデータであることがわかるよう検査日の記載が必要

<検査結果が分かる資料（例）>

「検査結果報告書（写し）」、「健診・人間ドックの結果報告書（写し）」等